

特別養護老人ホーム利用契約書

_____様（以下「契約者」という。）と、社会福祉法人いじみの福祉会（以下「事業者」という。）は、事業者が設置運営する「特別養護老人ホーム陽だまり苑」「特別養護老人ホームコンフィ陽だまり苑」「パル comfy 陽だまり苑（地域密着型特別養護老人ホーム）」「陽だまり苑ふえりあ（地域密着型特別養護老人ホーム）」（以下「事業所」という。）から_____様（以下「利用者」という。）が各種サービスを受け、それに対して利用料金を支払うことについて、本契約書に添付の「重要事項説明書（特別養護老人ホーム）」に基づいて事業者（担当者_____）から説明を受け、サービスの提供に同意したので、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総 則

第1条 契約の目的

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、本契約に基づきサービスを提供いたします。

2 利用者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 施設サービス計画の決定及び変更

事業者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画については、利用者及び契約者に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

3 事業者は、要介護認定有効期間内に1回、又はこの計画に変更の必要のある場合は、適宜変更するものとします。

第3条 介護保険給付対象サービス

事業者は、入浴・排泄・食事等の介護及び日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、栄養管理、療養上の世話等を提供するものとします。

第4条 介護保険給付対象外サービス

事業者は、契約者との合意に基づき、利用者に対する食事等の介護保険給付対象外サービス（「重要事項説明書」のとおり）を提供するものとします。

第5条 サービス利用料

事業者は、契約者との合意に基づき、第3条及び第4条に規定するサービスの利用料として、次の支払を申し受けます。

- (1) 介護保険制度による介護サービス費用の利用者負担相当額
 - (2) 食費
 - (3) 利用者又は契約者の選定による特別な食事のサービスの費用
 - (4) 居住費
 - (5) 日常生活費等
 - (6) 利用者に対するインフルエンザ予防接種料（予め文書にて同意を得るものとします。）
 - (7) 利用者に対する医療処置に要する材料費
 - (8) 事業者が特別に定める教養娯楽等の提供又はレクリエーション行事等
 - (9) その他利用者又は契約者の個別のご要望によりご提供するお品
- 2 前項のサービス利用料金は契約者が負担するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第6条 サービス利用料金の支払い

事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付対象サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払を受けます。

- 2 利用者が要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受けた場合、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から、介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。ただし、要介護度認定区分に変更のあるときは、変更後の利用料金となります。
- 3 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 サービス利用料金は、1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月25日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

第7条 利用料金の変更

第5条第1項第1号に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第5条第1項第2号から第9号までに定めるサービス利用料金（食費の標準自己負担額を除く。）については、経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

第8条 事業者及びサービス従事者の義務

- 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命及び身体の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の健康状態から必要に応じて、医師と連携しサービスを提供するものとします。
- 3 事業者は、利用者の心身の状況に急変のある時、ただちに契約者に連絡するものとします。
- 4 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、利用者に対するサービスの提供について、必要な記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、利用者又は契約者の要求に応じてこれを閲覧させるものとします。

第9条 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに契約者、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

第10条 守秘義務

- 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者、契約者、連帯保証人及びその家族に関する情報（以下「個人情報」という。）を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上の必要性がある場合は、医療機関等へ個人情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は第19条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、個人情報を提供できるものとします。
- 4 第2項及び第3項の目的以外で個人情報を提供する場合については、別に確認するものとします。

第4章 利用者及び契約者の義務

第11条 利用者のサービス利用上の注意義務等

利用者は、サービスを利用するに当たって、次の事項に留意するものとします。

- (1) 利用者は、他の利用者に迷惑をかける行為や、危害を与える行為を行わないものとします。
- (2) 利用者は、食品類や他の利用者に危害を与える恐れのある品を持ち込まないものとします。

- (3) 利用者が、インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等、感染症を発症した時は、二次感染防止のため事業者が行う措置に従っていただきます。
 - (4) 利用者が、感染性疾患の診断を受けた場合は、利用者又は契約者は、速やかに事業者に申し出るものとします。
 - (5) 利用者は、施設、敷地、設備及び備品等をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者及びサービス従事者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者又は契約者は、利用者が施設、敷地、設備及び備品等について、故意又は過失により滅失、破損、汚損又は変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の対価を支払うものとします。
- 4 利用者の緊急時の搬送先病院は、施設の嘱託医の判断によるものとします。
- 5 協力病院等において、処置は不要とされても、施設の嘱託医が継続的な医療処置を要すると判断したときは、その指示に従うものとします。
- 6 利用者は、現金その他貴重品を施設内に持ち込まないものとします。やむを得ず持ち込む場合は、利用者又は契約者の管理とし、事業者は一切の責任を負わないものとします。

第5章 損害賠償(事業者の義務違反)

第12条 損害賠償責任

事業者は、本契約に基づくサービスの提供に伴って、自己の責に帰すべき事由により、利用者又は契約者に与えた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者又は契約者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者又は契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者又は契約者が、サービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化、介助によらない利用者自身の行為等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者又は契約者が、事業者又はサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専

ら起因して損害が発生した場合

- (5) 事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して、利用者の自己管理とする身の回りの品（例：補聴器、眼鏡、入れ歯、調度品）について損害が発生した場合

第14条 事業者の責によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料金の支払を請求することはできないものとします。

第6章 契約の終了

第15条 契約の終了事由

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合又は破産した場合若しくは止むを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合
- (6) 第16条から第18条に基づき、本契約が解約又は解除された場合

第16条 契約者からの中途解約

契約者は第7条第3項の場合又は希望する場合は、本契約を解約することができます。

- 2 契約終了を希望する場合は、契約解除届出書によって速やかに事業者に届け出るものとします。

第17条 契約者からの契約解除

利用者又は契約者は、事業者又はサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- (2) 事業者が第10条に定める守秘義務等に違反した場合
- (3) 事業者が故意又は過失により利用者及び契約者の身体・財物・信用等を傷付け、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷付けた場合又は傷付ける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条 事業者からの契約解除

事業者は、利用者又は契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

できます。

- (1) 利用者又は契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) サービス利用料金の支払が、正当な理由なく怠って2ヶ月以上遅延し、これが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス事業者若しくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけたり、他の利用者が等しくサービスを受ける権利を侵害した場合又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者が連續して概ね3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合
- (5) 利用者が介護老人保健施設に入所した場合又は介護医療院に入院した場合
- (6) 契約者が事業者に連絡先の変更を告げず、転居又は行き先不明となった場合
- (7) 利用者及び契約者が本契約を履行しない場合
- (8) 利用者が他の利用者の身体、財産等を傷つける恐れのある場合又は他の利用者の生活を乱す恐れのある場合
- (9) 介護サービス提供に際して、著しく障害となる暴力行為や暴言等のある場合
 - ① パワー・ハラスメント
業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることにより、介護支援をする際の環境を悪化させる行為
 - ② セクシュアル・ハラスメント
事業者の職員や介護支援専門員を不快にさせる性的な言動
 - ③ マタニティ・ハラスメント
妊娠した事業者の職員や介護支援専門員に対する嫌がらせ
 - ④ カスタマー・ハラスメント
利用者や本人であるという立場の優位性を盾に、悪質な要求や理不尽なクレームを行う行為
 - ⑤ 契約以外の行為を執拗に要求した場合
 - ⑥ その他、事業者や介護支援専門員が契約の行為を行うことが困難になる理不尽な行為があつた場合
- (10) その他、本契約を継続しがたい不信行為等があつた場合

第19条 契約の終了に伴う援助

本契約が終了し、利用者が施設を退所する場合には、利用者又は契約者の希望により、事業者は円滑な退所のために必要な以下の援助を行うものとします。

- (1) 適切な病院又は診療所若しくは介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介

(3) その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

第20条 利用者の入院に係る取扱い

利用者が病院又は診療所に入院した場合、概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、退院後も再び入所できるものとします。ただし、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時は、当法人運営の他のサービスをご利用いただく場合があります。

なお、「3か月以内に退院することが明らかに見込まれる」かどうかの判断は、事業者が利用者の入院先の病院又は診療所の主治医に確認することによって行うものとし、この「確認」は必ずしも診断書によることを要せず、口頭等による確認もあります。「確認」が診断書による場合は、診断書の発行にかかる費用は契約者の個人負担とします。

2 利用者の入院についての責任は、利用者又は契約者が負うものとします。なお、入院準備も利用者又は契約者が行うものとします。

3 利用者の通院及び入退院に際しての、送迎を実施する地域は次のとおりとします。

旧新発田市内

4 利用者が入院した場合の転院及び退院は、利用者又は契約者の責任において行うものとします。

5 利用者が7日以上入院した場合、退院に係わる諸手続きは、利用者又は契約者の責任において行うものとします。

6 利用者が入院した場合、事業者は、利用者が使用していたベッドを他のサービスに利用することができるものとします。

7 利用者が病院へ入院した場合は、利用者又は契約者は1か月につき6日（月をまたぐ場合は最大で12日まで）を限度として、所定の外泊時加算を支払うものとします。

第21条 居室の明け渡し

利用者又は契約者は、第15条の規定により本契約が終了する場合において、契約者は利用者に対して既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第3項（原状回復の義務）とその他の条項に基づく義務を履行したうえで、利用者の居室を明け渡すものとします。

2 利用者又は契約者は、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合は、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を支払うものとします。

第22条 残置物の引き取り

事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、利用者又は契約者にその旨連絡するものとします。

2 利用者又は契約者は、前項の連絡を受けた後5日以内に残置物を引き取るものとします。ただし、特段の事情がある場合は、速やかに事業所にその旨連絡するものとします。

3 事業者は前項ただし書きの場合を除いて、利用者又は契約者が引き取りに必要な相当な

期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合は、当該残置物を契約者に引き渡すものとします。ただし、その引き渡しに係る費用は契約者の負担とします。

- 4 事業者は、引き渡しが不可能な場合には利用者の残置物を処分できるものとします。
なお、その費用については、利用者又は契約者の負担とします。

第23条 一時外泊

利用者は、事業者の同意を得たうえで、1回につき1泊を限度として、外泊することができるものとします。その場合、利用者又は契約者は外泊開始日の5日前までに、所定の用紙により事業者に届け出るものとします。なお、5日前までに届出のない場合は、外泊期間中も規定の食費を支払うものとします。

- 2 前項に定める外泊期間中において、当該ベッドを他のサービスの用に供していない場合には、利用者又は契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金を支払うものとします。

第24条 医療機関へ転移していただく医療行為の目安

利用者が以下のような医療的観察と処置などを必要とされる場合は、医療機関での治療や看護が適切であるものと判断します。

- (1) 点滴を1日1回以上、4~5日間継続した場合又は予測される場合
- (2) ア 経口摂取の食事が困難である為、継続的な経管栄養法（鼻腔、胃瘻など）が見込まれる場合
イ 経管栄養法の投与が不安定又は調整時期である場合
- (3) 24時間以内に昼夜を問わず何度も喀痰などの吸引が必要な場合又は1回当たりの吸引が長時間にわたる場合
- (4) ア 酸素療法（酸素吸入）が、24時間以内に頻繁又は継続的に見込まれる場合
イ 状態により適宜の判断を要する酸素療法が見込まれる場合
- (5) ア 糖尿病の利用者でインシュリン療法（注射など）が必要な場合
イ 糖尿病が不安定であるため、検査や治療が隨時又は継続的に見込まれる場合
- (6) 医療機関の受診が頻繁となった場合又は必要な受診について契約者の支援が得られない場合
- (7) 利用者又は契約者が当事業所の医療方針を望まれない場合

第7章 その他

第25条 苦情処理

事業者は、その提供したサービスに関する利用者又は契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第26条 連帯保証人

利用者は契約に際し、連帯保証人を定めるものとします。

- 2 連帯保証人は、利用者に債務不履行のあった場合、利用者が負担する債務について極度額

100万円の範囲内で弁済する義務を負うものとし、変更する場合及び住所等に変更のある場合は、速やかに事業者に報告するものとします。

- 3 連帯保証人は、必要な場合及び利用者が死亡した場合に身柄及び所有物を引き取る責任を負うものとします。

第27条 契約者及び連帯保証人の債務

契約者は、本契約の締結により生じる利用者の債務全般についての責を負うものとします。また、連帯保証人は利用者が負担する債務の6ヶ月分を上限として責を負うものとします。

第28条 協議事項

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

前記のとおり特別養護老人ホームの利用に関する契約を結びます。

本契約を証明するために、本書3通を作成し、利用者、契約者、連帯保証人及び事業者が記名押印の上、利用者又は契約者、連帯保証人及び事業者がそれぞれ1通ずつを保有する。

年　月　日

(事業者) 所在地 新潟県新発田市中央町5丁目4番2号

事業者名 社会福祉法人 いじみの福祉会

代表者職・氏名 理事長 馬場 成男 印

(利用者) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用について、同意します。

ご住所 _____

お名前 _____ 印

電話番号 _____

(契約者) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用について、同意します。

また、家族の代表として、個人情報の使用について、同意します。

ご住所 _____

お名前 _____ 印

利用者との続柄 _____

電話番号 _____

(連帯保証人) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用について、同意します。

また、家族の代表として、個人情報の使用について、同意します。

ご住所 _____

お名前 _____ 印

利用者との続柄 _____

電話番号 _____

重 要 事 項 説 明 書

(特別養護老人ホーム)

1. 事業者(法人)の概要

法 人 名	社会福祉法人いじみの福祉会	代 表 者 氏 名	理事長 馬 場 成 男
法 人 所 在 地	新潟県新発田市中央町5丁目4番2号	設 立 年 月 日	平成 12年 3月 30日

2. 施設の概要、居室、職員配置状況、居室等の概要

施設の名称	特別養護老人ホーム 陽だまり苑	特別養護老人ホーム コンフィ陽だまり苑	パル comfy 陽だまり 苑(地域密着型特別養 護老人ホーム)	陽だまり苑ふえりあ (地域密着型特別養護 老人ホーム)
介護保険事業者番号	1570600377	1570601193	1590600134	1590600209
指 定 年 月 日	平成13年4月9日	平成19年4月1日	平成 26年 6月 30日	令和 4年 3月 1日
施設の所在地	新発田市岡田 1746 番地 1	新発田市諏訪町 1丁目 10 番 38 号	新発田市中央町 5 丁目 4 番 2 号	新発田市富塚町 2 丁目 4 番 13 号
電 話 番 号	0254-20-3800	0254-24-1111	0254-23-1117	0254-20-8283
F A X 番 号	0254-20-3550	0254-24-1221	0254-23-1116	0254-26-8866
管 理 者	馬場 円佳	馬場 玲子	馬場 玲子	大倉 一恵
利 用 定 員	78 名	50 名	29 名	29 名
ユニット型個室		1ユニット 10 室 (5 ユニット) 1ユニット 9 室 (1 ユニット)	1ユニット 10 室 (2 ユニット) 1ユニット 9 室 (1 ユニット)	1ユニット 10 室 (2 ユニット) 1ユニット 9 室 (1 ユニット)
個 室	20室			
2 人 部 屋	13室			
4 人 部 屋	8室			
第三者評価の実 施 状 況	無し	無し	無し	無し
管 理 者	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)
医 師 (嘱 託)	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)
事 務 職 員	1名	1名	1名	1名
生活相談員	1名	1名	1名	1名

看護師	3名以上	2名以上	1名以上	1名以上
介護士	26名以上	17名以上	10名以上	10名以上
機能訓練指導員	1名	1名	1名	1名
介護支援専門員	1名	1名	1名	1名
管理栄養士	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)
洗濯・清掃員	4名	4名	4名	4名
宿直	(防火管理の担当者1名)	2名以上	(防火管理の担当者1名)	(防火管理の担当者1名)
居室	1人部屋…20室 (13.20~16.20 m ²) 2人部屋…13室 (25.31~25.92 m ²) 4人部屋…8室 (50.80~51.23 m ²)	一般の居室…30室 16.4~17.8 m ² (洗面台付) 特別な居室…20室 16.4~17.8 m ² (洗面台付)	個室…29室 16.06~16.15 m ² (洗面台付)	個室…29室 15.7~16.5 m ² (洗面台付)
トイレ	13ヶ所 (ウォシュレット、暖房便座、腹圧バー)	15ヶ所 (ウォシュレット、暖房便座、腹圧バー)	9ヶ所 (ウォシュレット、暖房便座、腹圧バー)	7ヶ所 (ウォシュレット、暖房便座、腹圧バー)
浴室	各階1室(家庭浴槽、特殊浴槽)	4ヶ所(一般浴室3、機械浴室1)	3か所(家庭浴槽、特殊浴槽)	3か所(家庭浴槽、特殊浴槽)
食堂(ダイニング)	○	○(談話コーナー兼食堂)	○	○
医務室	○	○	○	○
ナースコール	○	○	○	○
洗濯室	○	○	○	○
備考	地域交流スペース、テラス、バルコニー、喫茶コーナー 多床室の場合、ご利用者様の心身の状態や他のご利用者様の状況等により適宜変更させていただく場合がございます。		談話コーナー	地域交流スペース、テラス、バルコニー、喫茶コーナー、談話コーナー

3. 主な職種の勤務体制(標準的な時間帯における勤務体制)

職種	勤務体制	
管理者（兼務）	日勤	8：30～17：30
医師	非常勤	
介護職員	早番 日勤 遅番 夜勤	7：00～16：00 8：30～17：30 10：00～19：00 22：00～ 7：00
看護職員	日勤	8：30～17：30 上記以外は非常連絡体制
機能訓練指導員	日勤	8：30～17：30
介護支援専門員	日勤	8：30～17：30
管理栄養士（兼務）	日勤	8：30～17：30

4. サービスの概要

(1) ケアプランの作成

ご利用者様お一人おひとりのライフスタイル、心身の状態、ご希望等々に基づいた介護サービス計画を作成し、介護サービスをご提供いたします。

(2) 食事

朝 食	昼 食	夕 食
8:00～9:00	12:00～13:00	18:00～19:00

(3) 栄養管理

管理栄養士がご利用者様お一人おひとりの、年齢や心身の状況により栄養計画を作成し、栄養計画に基づきお食事をご提供いたします。

(4) 機能訓練

身体的機能を維持するためのご支援をいたします。

(5) 健康管理

医師及び看護職員が健康管理を行います。

(6) 入浴

- ① 週2回の入浴を基準とし、ご利用者様お一人おひとりの必要性により適宜ご提供いたします。(健康状態等により入浴ができない時は清拭対応とさせていただきます。)
- ② 身体の状態等に応じて特殊浴槽をご利用いただきます。

(7) 排泄

ご利用者様お一人おひとりの排泄状況を把握しながら、可能な限り排泄の自立を促すよう支援させていただきます。

(8) 娯楽

季節ごとの行事・各種催し物・レクリエーション・散歩等々。

(9) その他支援

プライバシーの尊重、シーツ交換、日常衣類の洗濯、寝たきり防止のため可能な限り離床に配慮、清潔で快適な生活を送っていただくための適切な整容・着替等に対する支援。

5. サービス利用料金

サービス利用料金は、介護保険負担割合証による記載割合の額をご負担いただきます。

ご利用者の負担する額が一定の額を超えた場合、高額介護サービスとして市町村から後日返還される場合があります。詳細については、市町村にお問い合わせください。

(1) 介護保険適用サービス

添付料金表のとおり

- ・特別養護老人ホーム陽だまり苑料金表
- ・特別養護老人ホームコンフィ陽だまり苑料金表
- ・パル comfyy 陽だまり苑(地域密着型特別養護老人ホーム)料金表
- ・陽だまり苑ふえりあ(地域密着型特別養護老人ホーム)料金表

(2) 介護保険適用外サービス

添付料金表のとおり

- ・介護保険適用外サービス料金表(特別養護老人ホーム)

(3) ご利用料金の支払い方法

お支払いは、下記金融機関の各本支店のご指定の口座より翌月 25 日に自動引き落としさせていただきます。(請求明細書は、月末締めの翌月 15 日頃の発送となります。)

きらやか銀行、ゆうちょ銀行、第四北越銀行、大光銀行、信用組合(新潟県内)
信用金庫(新潟県内)、新潟県労働金庫、JAバンク新潟県信連(農協)

口座引き落としができない場合は、下記口座へのお振込みをお願い致します。

銀行名	きらやか銀行 (508)	支店名	新発田支店(支店番号: 670)	口座 種別	普通
口座番号	1017348				
カナ 口座名義	フク) イジミノフクシカイ リジチョウ ババナリオ 社会福祉法人 いじみの福祉会 理事長 馬場成男				

利用請求書及び領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管くださいますよう御願いいたします。

6. 緊急時、非常災害時の対策等

- (1) 職員は、施設サービスの提供を行っているときに、入所者の病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに施設の嘱託医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

- (2) 施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得たうえで、年2回以上実施する等入所者の安全に対して万全を期します。

7. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 衣類の維持・管理は原則契約者様(家族様)にお願いいたします。
- (2) 身の回り品(補聴器、メガネ、入れ歯、家具、調度品等)につきましては、原則ご利用者様の自己管理とさせていただきます。
- (3) お持ちのお品につきましては、消えない方法で必ずご記名ください。記名無き場合は責任を負いかねますのでご留意願います。
- (4) 日常衣類(部屋着、下着、寝間着、タオル)の洗濯につきましては、当苑で対応させていただきます。
なお、下記お品につきましては、クリーニング店に依頼(実費)させていただくことも可能ですのでお申し付け下さい。

ドライマーク、手洗いマークの付いた製品（起毛製品、毛、毛混紡、ニット製品）、洗濯機、乾燥機使用により縮む恐れのある製品、タオルケット、安楽物品、座布団、室内履き

- (5) ご利用者様の疾病治療のため、嘱託医以外の医療機関を受診する場合は、契約者様(家族様)に同行をお願い致します。
- (6) ご利用者様に飲食物をお持ちになられました時は、職員がお預かりいたしますので、必ずお申しつけください。(お品により、衛生上又は健康上のトラブルを引き起こす懸念がございますので、職員へお申し付けのないお品は即時廃棄させていただきます。)
- (7) お持ちいただきましたお品は、当日、本人様のみにお召し上がりいただくことを原則とし、他の利用者様への振舞はご遠慮ください。
- (8) 面会時間は10時00分から12時00分、15時00分～17時30分となります。時間外のご面会はご相談ください。
- (9) 外出、外泊につきましては、所定の用紙により予め届出を行ってください。なお、個別に配慮すべき事由のある場合はお申し出ください。

8. 医療機関

容体変化等、緊急を要する場合には、以下の医療機関で受診いたします。

また、入院の場合の手続きは、家族様が行うこととされておりますのでご協力願います。

	区分	医療機関	電話番号
陽だまり苑	嘱託医	田中医院	0254-22-3917
	歯科	村山歯科医院	0254-23-1019
	協力病院	県立新発田病院	0254-22-3121
		北越病院	0254-26-1010
コンフィ陽だまり苑	嘱託医	村上はまなす病院	0254-53-2890
	歯科	村山歯科医院	0254-23-1019
	協力病院	県立新発田病院	0254-22-3121
		北越病院	0254-26-1010
ハベル comfy 陽だまり苑	嘱託医	緑町内科・消化器科	0254-26-7177

		やまだクリニック	
	歯 科	木戸歯科医院	0254-23-8020
協力病院		県立新発田病院	0254-22-3121
		北越病院	0254-26-1010
陽だまり苑ふえりあ	嘱託医	馬場医院	0254-22-2964
	歯 科	木戸歯科医院	0254-23-8020
	協力病院	県立新発田病院	0254-22-3121

9. サービスご利用に関するご相談・苦情

(1) 利用相談・苦情担当者及び苦情解決責任者

	利用相談・苦情担当者		苦情解決責任者	
陽だまり苑	所 長	小林 桂子	苑 長	馬場 円佳
	電 話	0254-20-3800	電 話	0254-20-3800
コンフィ陽だまり苑	所 長	高澤 あさみ	苑 長	馬場 玲子
	電 話	0254-24-1111	電 話	0254-24-1111
パル comfy 陽だまり苑	係 長	本間 梢	苑 長	馬場 玲子
	電 話	0254-23-1117	電 話	0254-23-1117
陽だまり苑ふえりあ	係 長	高澤 昂	管理者	大倉 一恵
	電 話	0254-20-8283	電 話	0254-20-8283

(2) 苦情解決第三者委員(各施設共通)

氏 名	電話番号
比企 広正 (新発田市議会議員)	0254-41-1000
寺野 徹 (社会福祉法人いじみの福祉会監事)	0254-41-2980

(3) 当施設で苦情が解決できない場合の申し立て先の紹介

申し立て先	電話番号
新潟県福祉サービス運営適正化委員会（新潟県社会福祉協議会内） (新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階)	025-281-5609
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 (新潟市中央区新光町 4-1 新潟県自治会館本館3階)	025-285-3022
新発田市高齢福祉課 (新発田市中央町 3-3-3)	0254-22-3030

10. 第三者による評価の実施状況

陽だまり苑

実施の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

コンフィ陽だまり苑

実施の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

パル comfy 陽だまり苑

実施の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

陽だまり苑ふえりあ

実施の有無	有	・	無
実施した直近の年月日			
実施した評価機関の名称			
評価結果の開示状況			

11.衛生管理等

- (1) サービスに供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
施設において感染症が発生し又はまん延しないように、措置を講じます。

12.認知症への対応力向上に向けた取組み

認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現するために、介護に直接かかわる職員のうち医療・福祉の資格を有さないものについては、入職から1年以内に認知症介護基礎研修を修了します。

13.業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14.虐待の防止について

施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該施設職員又は家族・親族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

15. ハラスメントの防止について

- (1) 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。状況によってはサービスの提供を停止させて頂く場合があります。

個人情報の提供を行う場合

社会福祉法人いじみの福祉会特別養護老人ホーム利用契約書第10条第4項に規定する「第2項及び第3項の目的以外で個人情報を提供する場合」について、下記のとおり確認します。

記

1. 使用する期間

介護サービス提供に係る契約開始の日からその契約が解除あるいは終了するまでの期間。

2. 使用する目的

確認	目的
	(1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
	(2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
	(3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）との連絡調整のため
	(4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
	(5) 事業者が、契約終了又は利用者の希望により他の施設へ入所を希望した場合、入所の援助を行う際に必要な個人情報を使用する場合
	(6) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
	(7) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
	(8) その他サービス提供に必要な場合
	(9) 上記各号に関わらず、利用者の病状の急変等緊急を要する時の連絡の場合
	(10) 介護事業所などにおいて行われる研修生、実習生への教育のため
	(11) 施設行事等において撮影された写真・映像等を法人のホームページや広報誌又は施設内掲示板に掲載するため

確認欄 了承 … ○ 了承せず … ×

3. 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておくこと。